



名保幼第396号
令和3年8月17日

保育施設等を利用する児童の保護者 各位

名護市長 渡具知 武豊



新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第15報）
(新型コロナウイルス感染症にかかる「緊急事態宣言区域」の指定に伴う保育所等の
対応について)

保護者の皆さまには、日頃より本市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
沖縄県においては、令和3年5月23日から緊急事態宣言区域に指定され、令和3年8月4日には3度目の期限延長が決定されました。

名護市においては、緊急事態宣言期間の再延長に伴い、「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針（令和3年8月4日改正）」に基づき、「新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第14報）」（令和3年8月6日付け名保幼第380号）において、感染拡大防止のため保護者の皆様に家庭保育の協力をお願いしてきたところですが、本県における新型コロナウイルス感染拡大が止まらず、感染者数が連日過去最高を記録するなど、これまで以上に深刻な状況となっております。

本市におきましても市内の複数の保育施設等から感染者の報告があり、市内保育施設等においても感染が再び拡大していることから、今後の感染拡大防止の更なる徹底を図る必要がございます。

つきましては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、登園自粛のご協力をお願いします。

保護者の皆様におかれましては、本趣旨をご理解頂き、感染拡大防止にご協力を願いします。

記

登園自粛要請期間：令和3年8月19日（木）から令和3年8月31日（火）まで

※上記の期間につきましては、今後の新型コロナウイルス感染状況により随時変更等がありますのでご留意ください。変更等がありましたら改めて市ホームページ等でお知らせします。

名護市こども家庭部 保育・幼稚園課
連絡先：0980-53-1212（内線129・109）